

保育所等の利用手続きについて

令和8年9月
緑区こども家庭支援課



はじめに

- この資料は、令和9年度に初めて保育所等の利用申請をされる方向けに作成した制度のご案内です。
- 申請にあたっては、必ず「令和9年度横浜市保育所等利用案内」をご覧ください。

※「令和9年度 横浜市保育所等利用案内」は、当HPからダウンロードできるほか、区役所、子育て支援施設等で配布しています。

※令和8年度中の利用を申請される場合には、必ず令和8年度の利用案内をご確認ください。

ざっくり分けると、保育所は2種類！

認可保育所等（地域型保育事業含む）

…居住地の
区役所に申請する

今回はこちらの解説です

認可外保育施設（横浜保育室、企業主導型保育事業含む）

…直接施設に申込みをする



認可保育所等と認可外保育施設の違いは？

	認可保育所	横浜保育室（認可外）	認可外保育施設
運 営 費	国＋県＋市町村 ＋利用者負担	利用者負担 ＋横浜市の助成金	利用者負担
利 用 料 (0～2歳)	保護者の市民税による	施設による (市民税額により減額あり)	施設による (市民税非課税の場合助成あり)
※3歳以上は無償化給付の対象です。	利用料：0～77,500円	利用料：上限58,100円	利用料:施設の定める金額
利用できる人	保育が必要な事由のある人 (＝認定必要)	保育が必要な事由のある人 (＝認定必要)	個別契約 (認定の要否は施設による)
申 請 先	居住区の区役所	施設 (認定は別途区役所に申込み)	施設
利 用 決 定	区役所 (利用調整により、保育の 必要性が高い人から決定)	<u>施設が決定</u>	<u>施設が決定</u>

1. まずは確認しましょう！



お子さまのクラス年齢を確認！

令和9年度のクラス年齢は次の通りです。生年月日から、クラス年齢を確認します。

年齢別クラス	生年月日
0歳児	令和8年（2026年）4月2日～
1歳児	令和7年（2025年）4月2日～令和8年（2026年）4月1日
2歳児	令和6年（2024年）4月2日～令和7年（2025年）4月1日
3歳児	令和5年（2023年）4月2日～令和6年（2024年）4月1日
4歳児	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
5歳児	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日

施設によって受け入れ月齢や年齢が異なりますので、利用案内等（緑区版）をよく確認しましょう。

保育所等が使える条件を確認！

認可保育所等を利用するためには、保護者のいずれも「**保育を必要とする事由**」が必要となります。

まずは、その事由に当てはまるかどうかを確認します。

当てはまる場合、**区役所が【認定決定】**をします。

たとえば・・・

- ・月64時間以上働いているとき
- ・育児休業が終わって復職するとき

出産の準備や出産後の休養が必要なとき

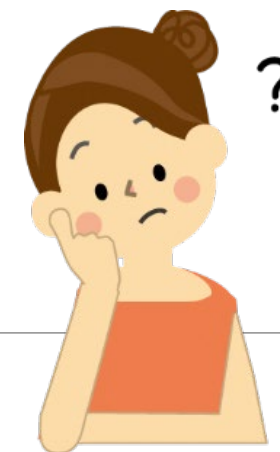


そのほかにも、病気やケガ、障害、家族の介護などで保育ができない場合など、いくつか認められる事由があります。（詳しくは、横浜市保育所等利用案内P6をお読みください）

2. 情報収集をしましょう！



希望園を見つけよう！



横浜市にはたくさんの保育所や幼稚園があります。

大切なお子さまの預け先を決めるために、積極的に情報収集をしましょう。

ポイント！

➤ 自宅から無理なく通える範囲の施設をチェックし、園に直接見学の申込みをする。

保育・教育方針、アレルギー対応の有無、おむつや布団の持ち帰りなど日常的な事も確認しましょう！

➤ 検討する施設の範囲を、なるべく広げる。

地域や施設、年齢によって入所の状況は異なります。預け先は認可保育所にこだわらず、小規模保育事業や家庭的保育事業※、さらには幼稚園の預かり保育なども視野に入れましょう。

※卒園後の進級先について連携施設が設定されています。詳しくは、緑区こども家庭支援課のウェブサイトへ

 [緑区 保育所](#)

➤ 悩んだ場合は、区役所の保育・教育コンシェルジュに相談する。

※各区役所には、保育・教育コンシェルジュがいます。就学前のお子さまの預け先について、ご相談に応じます。

3. 申請をしましょう！



申請方法

希望の施設が決まったら、申請はオンライン申請となります。

詳しくはオンライン申請のページへ



または、横浜市ウェブサイトの【保育等利用のオンライン申請】を検索

申請の締切日

➤ 令和9年4月利用の申請（一次） オンライン申請

申請開始日	申請締切日
令和8年10月1日（木）	令和8年10月28日（水）消印有効 オンライン申請の場合は、23時59分送信分まで

※障害があるなど、個別に支援を必要とするお子さんの場合は、窓口での申請をお願いします。

➤ 令和9年4月利用の申請（二次） オンライン申請

申請開始日	申請締切日
令和9年12月23日（水）	令和9年2月2日（火）必着

※一次申請をしなかった方、一次利用調整後、保留となり希望園を追加される方が申請の対象となります。

➤ 令和9年5月利用以降の申請 オンライン申請

申請締切日は、利用開始希望月の前月10日（必着）です。 ※10日が土日祝日の場合は、直前の平日が締切日となります

申請について

ポイント！

➤ 年度ごとに申請が必要！

一度申し込めば年度内（年度：4月～翌年3月）は毎月申請する必要はありません。

（例）令和9年4月利用申請をし、保留だった場合、令和10年3月利用調整まで有効です。

➤ 年度途中（各月の利用申請）の申請も可能！

➤ 利用調整にあたって、保護者の就労状況などを判断する時点を「基準日」

といいます。4月利用申請と5月以降の申請で基準日は異なります。

4月利用申請の基準日	5月以降各月申請の基準日
（一次）令和8年9月末日 （二次）令和9年1月末日	入所希望月の前々月末

（例）6月利用申請の場合は、
4月30日が基準日となる

申請時の注意点

申請時には提出書類を必ずご自分で確認してください！

- **入所の時点で希望施設の受入年齢（月齢）に達しているか**
受入年齢や受入月齢は、施設によって異なりますので、緑区版の利用案内等を必ずご確認ください。
- **記載した希望施設名を間違えていないか**
系列園などで似たような名前の施設がありますので、間違えないよう記載をしてください。
正しい記載ではない場合、ご希望の施設・事業で利用調整ができない可能性があります。
- **就労証明書の記載誤りは無いか**
提出された就労証明書の記載内容を基に審査を行います。会社から就労証明書を受取ったら、まずご自身で確認をしてください。
【就労時間】・・・実績ではなく、雇用契約に基づく就労日数及び就労時間が記載されているか
【備考欄】・・・・月2回以上の夜間勤務がある場合には、その旨が記載されているか。

4. 利用調整について



利用調整ってなに？



利用調整とは・・・

保育の必要性に応じた優先順位と保護者の希望に基づいて、利用する保育園の調整を行うことです。

➤ 横浜市では、申請児童について『利用調整基準』に基づきランク判定等を行い、優先順位を決定します。

注意！！

利用調整は提出書類をもって行います。そのため、書類に不備や不足があると、**利用調整で劣後する場合があります**のでご注意ください！

例）本当は就労によるAランクだが、就労証明書が期限までに出せなかったため、求職中のHランクになってしまった

利用調整の基準について

- 市内の認可保育所等については、すべて同じ基準で利用調整を行いますので、複数区にまたがる希望園申請の場合であっても、取り扱いは変わりません。
- 利用調整の基準は、市町村によって異なります。横浜市の施設を申請する方は、市内外在住地問わず、横浜市の基準を用いて利用調整します。
- 利用調整基準は、毎年度見直しをする場合があります。必ず該当年度の基準を確認してください。

※利用調整基準は横浜市のウェブサイトに掲載されています。

 [横浜市給付認定及び利用調整に関する基準等](#)

利用調整の優先順位について①

横浜市ウェブサイトに掲載されている利用調整基準にてご自身のランク・指数を確認してみましょう。

利用調整基準



同一ランクで
並んだ場合



同一ランク・
指数で並んだ場合

利用調整は、保育が必要な理由別の「**ランク表**」に基づきA～Iの順に区分し、その他の世帯状況とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、順位を判断します。

複数の児童が同一ランクで並んだ場合、「**調整指数一覧表**」に基づき指数を確定し、利用調整の優先順位を定めます。

複数の児童が同一ランク・指数で並んだ場合、次の順に考慮して利用調整を行います。

①類型間の優先順位 ②小学生以下の子どもの人数 ③合計所得金額

利用調整の優先順位について②

利用調整の優先順位の審査で父・母が異なるランク判定となる場合、申請児童のランクは父・母のどちらか低い方のランクとなります。

例えば・・・

- ・基準日時点で、父の仕事は月20日以上かつ月160時間以上（Aランク）
- ・母は求職中（Hランク）

低い方のランクが適用されるため・・・世帯のランクは【H】になります。



利用調整の注意点について

利用申請書（B票）の裏面最上部にチェックをした場合は、以下の点に注意してください。

※希望者のみ	下記項目に☑した場合、 <u>利用調整の優先順位が下がります（最低ランク・調整指数（I-10））</u> 。※空きがある場合は利用内定となり、保留通知書は発行されません。
	☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、 利用調整の優先順位が下がってもよい(利用案内P22の内容を理解した) この選択をもって、育児休業給付金の審査に影響することはありません。



→ここにチェックを入れるとどうなるの？
(横浜市ウェブサイト)

注意！！

※育休給付金の手続きについては、区役所ではご案内できません。手続きについては、必ず勤務先またはハローワークにご確認ください。

※ランクは下がりますが、希望園に空きが出た場合などは、内定する可能性があります。内定を辞退した場合は、保留の通知を出すことができません。

利用料について

利用料は、毎年市民税額の決定（6月）に合わせ、9月に見直しになります。

0歳～2歳児クラス

世帯の市民税の税額控除前所得割額で決まります。

※市民税非課税世帯など、無償となる場合もあります。

実際の利用料は、利用案内（P26）をご覧ください。



3歳～5歳児クラス

利用料は0円です。

※給食費（主食、おかず、おやつなど）等実費負担分は園に支払います。



育休中に申請する方は・・・

育児休業中に復職前提で申請する方は、以下の点にご注意ください。

- ・ 育児休業中の利用申請は、保育所の利用が決まった場合に、現在の雇用先に復職することが前提です。保育所の利用が決まった場合には、保育所の利用を開始した翌月1日までに復職する必要があります。
- ・ 復職後に就労先事業所に記入してもらった「就労証明書」を復職後2週間以内に提出してください。
- ・ 復職せず、育児休業を取得し続けた場合、就労事由として認定ができず、保育所等の利用ができなくなる場合があります。

よくある質問！？

申請について

Q：今年度の申請を出していれば、次年度は出さなくてもいいですか。

A：申請は年度ごとに必要です。今年度保留でお待ちいただいている方も改めてご申請ください。

Q：4月に入所できなかったら、5月以降も毎月申請を出さなければいけないですか。

A：同じ年度内であれば、出す必要はありません。利用が決定するまで、翌月以降も利用調整の対象となります(例：令和9年4月の申請をして保留だった場合、令和10年3月まで有効)
ただし、申請内容に変更があった場合はその都度届出を行ってください。

Q：きょうだいで申請する場合、書類はそれぞれ必要ですか。

A：書類はそれぞれ必要です。なお、就労証明書などの保育を必要とすることを証明する書類は、原本は1部で構いません。その際は、（年齢が）下のお子さまに原本、上のお子さまにコピーを添付してください。

よくある質問！？

利用調整について

Q： 窓口で相談に行ったり、保育所の園長にお手紙を書いたりした方が入りやすくなるというのは本当ですか。

A： そのような事をして、保育所の入所において有利になることはありません。提出された申請に必要な書類に基づき、ランク判定等を行い、優先順位を判断します。

Q： 単願の方が入りやすいでしょうか。

A： 単願や希望順位を理由に優先順位が上がることはありません。利用調整は保育所等ごとに行いますので、もし複数の保育所等で利用が可能になった場合には、希望順位が高い保育所等に利用内定となります。なるべく検討範囲を広げて、必ず、行きたい園から順番に希望施設を記載してください。

お問合せ・相談

お気軽に
ご相談ください。



緑区こども家庭支援課

保育・教育コンシェルジュ（預け先に関する相談）

保育担当（申請・利用調整に関するお問合せ）

電話番号：045-930-2551（保育・教育コンシェルジュ）
045-930-2331（保育担当）

所在地：緑区寺山町118 緑区役所 1階13番窓口

開庁日：月曜日～金曜日（祝日除く） 8時45分～17時

※コンシェルジュ相談は月曜日～金曜日（祝日除く）9時～16時まで

コンシェルジュ相談の予約はWebから

 パマトコ 保育・教育コンシェルジュ